

平成30年度第10回定例総会 議事録

1 開催日時 平成31年1月25日（金）午後1時30分～午後2時13分

2 開催場所 加美町小野田支所 2階会議室

3 出席委員（18名）

会 長	19番 我孫子武二
会長職務代理者	18番 三浦泉
委 員	1番 半田守
〃	3番 二瓶宏男
〃	4番 尾出弘子
〃	5番 高橋京一
〃	6番 小山京子
〃	7番 板垣文一
〃	8番 三嶋秀二郎
〃	9番 畠山義信
〃	10番 杉村昭宏
〃	11番 千葉連悦
〃	12番 畠山明美
〃	13番 尾形徳夫
〃	14番 澁谷幹男
〃	15番 伊藤登喜子
〃	16番 齋田洋一
〃	17番 佐々木信幸

4 欠席委員（1名）

委 員	2番 天野勇一郎
-----	----------

5 議事日程

- 日程第1 議事録署名委員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 会議書記の指名
- 日程第4 報告第27号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第5 報告第28号 農地転用許可後の工事完了報告について
- 日程第6 議案第28号 加美農業振興地域整備計画の変更について
- 日程第7 議案第29号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 日程第8 議案第30号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第9 議案第31号 農用地利用集積計画の審査について

6 説明のため出席した職員

農業委員会事務局長（書記）	太 田 浩 二
農業委員会事務局参事兼次長兼農地係長	鎌 田 裕 之
農業委員会事務局主事	猪 股 雅 敬
加美町農林課副参事兼農業振興係長	後 藤 勉

7 議事の経過及び結果

次のとおり。

第10回定例総会 議事の経過及び結果

〈午後1時30分 開会〉

*事務局（太田浩二事務局長） それでは、定刻でございますので只今より平成30年度加美町農業委員会第10回定例総会を開催いたします。

はじめに、会長からご挨拶をお願いいたします。

*会長（我孫子武二会長） 大寒も過ぎまして、寒さが一番厳しいこの時期、第10回定例総会にご出席いただきまして大変ご苦労さまでございます。今年初めてお会いした方が半数以上のような気がいたします。改めて、今年もよろしくお願ひしたいと思います。

先日、加美町農業再生協議会の臨時総会がございました。平成31年の方向性をしっかりと定めるといふことで、今年の生産目標の配分が県のほうから示された数字ですけれども、宮城県全体、あるいは全国の生産量の減ということですのでけれども、加美町においては平成30年より168t増ということ、面積では32haということ、配分されました。宮城県で2つの町がそういう配分数量を頂いたんですけれども、今後それが、米価、あるいは我々の経営の安定に繋がるのかどうか、非常に不安な部分もあります。そういうことで、なぜ加美町が生産量が増になったかという質問をしたら、きちんとした返事は頂かなかったんですけれども、単純に農協が転作田の数値を深掘りし過ぎたということだろうと思います。そういう中で、我々は需給と価格の安定の為に、きちんとした対応をする必要があると思います。

今日は皆さんの慎重な審議をお願いしまして挨拶といたします。今日は夜まで行事が盛りだくさんでございます。どうかよろしくお願ひいたします。

*事務局（太田浩二事務局長） それでは農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が議長となりまして、議事を進行していただきます。会長よろしくお願ひいたします。

*議長（我孫子武二会長） ただいまの出席委員は18名です。2番、天野勇一郎委員から欠席の通告があります。定例総会の定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 議事録署名委員の指名

*議長（我孫子武二会長） 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。本日の議事録署名委員は、3番 二瓶宏男委員、4番 尾出弘子委員をお願いいたします。

日程第2 会期の決定

*議長（我孫子武二会長） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。お諮

りいたします。本定例総会の会期は、本日1日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（我孫子武二会長） ご異議なしと認め、会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第3 会議書記の指名

*議長（我孫子武二会長） 日程第3、会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、事務局長 太田浩二君を指名いたします。なお、本定例総会の事務従事者として事務局長以下の関係職員を任命します。

それでは、議案の審議に入ります。

日程第4 報告第27号 農地法第18条第6項の規定による通知

*議長（我孫子武二会長） 日程第4、報告第27号、農地法第18条第6項の規定による通知について事務局より報告いたします。

*事務局（猪股雅敬主事） 報告第27号、農地法第18条第6項の規定による通知について。このことについて、別紙のとおり通知があったので報告いたします。平成31年1月25日提出。加美町農業委員会会長 我孫子武二。

[報告第27号

賃貸借の合意解約通知受付

1月8日受付 地目 田、地積 2,027 m² 外1筆

(農地法第3条)

1月10日受付 地目 田、地積 300 m²

(基盤強化促進法)

以上、3,311 m²の合意解約について説明。]

*議長（我孫子武二会長） 報告が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（我孫子武二会長） 質疑がないようですから、これにて報告第27号を終了いたします。

日程第5 報告第28号 農地転用許可後の工事完了報告について

- *議長（我孫子武二会長） 日程第5、報告第28号 農地転用許可後の工事完了報告について、事務局より報告いたします。
- *事務局（鎌田裕之次長） 報告第28号 農地転用許可後の工事完了報告について。このことについて、別紙のとおり工事完了報告書の提出があったので報告いたします。平成31年1月25日提出。加美町農業委員会会長 我孫子武二。

[報告第28号

工事完了報告書

12月12日受付 第4条

店舗建築、駐車場、30年6月25日許可。30年11月28日完了。

12月12日受付 第5条

店舗建築、駐車場、30年6月25日許可。30年11月28日完了。

12月26日受付 第5条

駐車場、30年6月25日許可。30年12月10日完了。

1月10日受付 第5条

駐車場、30年9月25日許可。30年11月7日完了。

1月10日受付 第5条

駐車場、30年9月25日許可。30年11月7日完了。

以上5件の工事完了報告書について説明。]

- *議長（我孫子武二会長） 報告が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

- *議長（我孫子武二会長） 質疑がないようですから、これにて、報告第28号を終了いたします。

日程第6 議案第28号 加美農業振興地域整備計画の変更について

- *議長（我孫子武二会長） 議事に入ります前に、説明者として加美町農林課、農業振興係 後藤勉副参事に出席いただいておりますので、入室を許可いたします。

[農林課職員入室 午後1時40分]

- *議長（我孫子武二会長） 日程第6、議案第28号、加美農業振興地域整備計画の変更についてを議題といたします。事務局より説明をさせます。

*事務局（猪股雅敬主事） 議案第28号 加美農業振興地域整備計画の変更について。
このことについて、農業振興地域の整備に関する法律施行令第3条の規定により意見を求められたので審議されたい。平成31年1月25日提出。加美町農業委員会
会長 我孫子武二。

6ページをご覧ください。詳しい説明は農林課より説明がございます。

*議長（我孫子武二会長） 変更内容につきましては、加美町農林課、後藤副参事から説明をしていただきます。

*農林課（後藤勉副参事） 加美町農林課の後藤と申します。加美農業振興地域整備計画について説明させていただきます。よろしくお願いたします。

7ページに記載しておりますが、今回の計画変更は住宅建築及び住宅への進入路及び分家住宅建設敷地確保のために農用地から除外したいという内容でございます。農用地利用計画の変更ということですが、農用地区域の除外ということで総面積が13.6aの田を除外するという申し出がありました。

8ページをご覧ください。こちらは2件の申請でございます。

1件目は谷地森字天神…、面積が9.6a。土地利用状況は畑ということですが。こちらにつきましては、分家住宅の計画を立てていることに対して除外申請をしたいというような案件です。

2件目は、加美町四日市場字田尻…番…で4aの田です。農業生産状況は雑種地となっております。こちらについては新築の住宅の申請です。9ページにございますが、土地基盤整備事業実施中又は完了してから8年経過しているものということですが、1番については北部のほ場整備が行われまして、改良区と協議をした中で、ここはほ場整備地から外れているとのことでしたので、今回申請いたしました。2番については、実質的な圃場整備の事業はございませんということです。

10ページについては、申し出のあった位置図です。1つは賀美石の本郷地区、もう1つが中新田の四日市場沖地区です。11ページについては、提出された意見書となっております。意見書につきましては谷地森のA氏という方でございます。A氏は現在両親と同居しているんですが、家族が増えたため家を建築したいということで、今持っている土地に住宅を建てて、親の面倒を見ながら二世帯住宅でやっていきたいというような意見でございます。

13ページの位置図につきましては、場所は明記したとおりでございます。14ページについては申請地ということで、分家する住宅と、駐車場も確保していきたいというような内容でございました。

2件目については17ページからになります。申請者はB氏、所有者がC氏ですが、B氏という方につきましては、親戚の方が鳴瀬にお住まいで、小さな頃から鳴瀬に足を運んでいたそうです。自分が親になり、新居を構えたいと思った時に相談を持ちかけ、C氏の土地に新居を構えて、鳴瀬地区に居住したいと考えたそうです。面積は4aです。今回B氏から理由書を頂いております。

20ページをご覧ください。鳴瀬公民館の北側に位置するC氏の家の前にある敷地ということですが。こちらに新居を構えるため、今回の申請の申し出があったということです。以上で説明を終わります。

*議長（我孫子武二会長） 議案の説明が終わりました。これより審議を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（我孫子武二会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。採決前に、後藤副参事には退席いただきます。

〔 農林課職員退室 午後1時51分 〕

*議長（我孫子武二会長） これより、議案第28号、加美農業振興地域整備計画の変更についての採決を行います。お諮りします。本件は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

*議長（我孫子武二会長） ご異議なしと認めます。よって、議案第28号、加美農業振興地域整備計画の変更については、原案に異議のない旨を加美町長へ回答することに決しました。

日程第7 議案第29号 農地法第4条の規定による許可申請について

*議長（我孫子武二会長） 日程第7、議案第29号、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より説明をさせます。

*事務局（鎌田裕之次長） 議案第29号、農地法第4条の規定による許可申請について。下記農地について農地法第4条第1項の規定により許可申請があったので審議されたい。平成31年1月25日提出。加美町農業委員会会長、我孫子武二。

26ページをご覧ください。今月の農地法第4条による許可申請は1件でございます。資料は28ページの事業計画書概要から、34ページまでになります。申請者は、加美町下多田川字山田原一番…番地、D氏。申請地は、下多田川字山田原一番…番。登記簿、現況ともに畑。1,439㎡。申請事由は、農業用施設の設置で、パイプハウス牛舎1棟及びパドックを設置するものであります。事業計画は、許可日に着工、平成31年3月31日の完成予定でございます。申請地は、加美町役場の北北東約2.9kmに位置し、東南の方向に広がる工場とともに概ね10ha以上の規模の一団の農地を形成していることから、第1種農地と判断される農地であります。申請人農地に隣接する農地であり、用途が農業用施設であることから、不許可の例外規定に該当すると思慮されるものでございます。以上1案件となります。

*議長（我孫子武二会長） 議案の説明が終わりました。ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。それでは申請番

号1番について、16番、齋田洋一委員お願いします。

* 16番（齋田洋一委員） 今回の案件につきまして報告いたします。現地調査日は1月16日、この日は大変風も強く、雪も降っていた日ですが、澁谷委員、伊藤委員、私、事務局の5名で調査いたしました。場所については先ほど説明があったとおりでございまして、農業用施設ということで、これは国の国庫事業でのパイプハウス、パドックであるとのことでした。加美町役場から2.9kmの場所に位置しているとのことですが、この場所については、広原小学校の裏にあります。近くにはアップルタウンという住宅地もできているわけですが、D氏はおじいさんの代からずっと畜産を営んでおります。敷地内に畜舎を構えているという中で、その家の前に今回の事業をやりたいとの申請でした。心配されたのが、あとからできた住宅地の部分が心配とのこと、これについては農協とも話をしながら公害のないように努力していただくようにとのことをお話しております。この案件につきましては、特に問題なしということで判断いたしました。以上です。

* 議長（我孫子武二会長） ご苦労様でした。現地調査の結果並びに補足説明が終わりました。これより審議を行います。質疑ございませんか。

—「はい」の声あり—

* 議長（我孫子武二会長） はい。4番、尾出委員。

* 4番（尾出弘子委員） はい、4番 尾出です。広原小学校の近くの住宅地ですが、その住人が広原小学校の音楽がうるさいとか、日陰になってダメだからと木を切らせたこともあるということです。今回は畜舎ということで、今後臭いや公害と言われたときにはどのようにするのか懸念しております。

* 16番（齋田洋一委員） 現地確認をしたという部分と、現地は私の自宅の近くにあります。先ほど尾出委員から出ました内容については私も聞いておりました。昔の保育所跡地に分譲した場所に建てた方々からのクレームだと聞きました。D氏の自宅はずっと東側に位置します。ただその間にあるアップルタウンの近くだということで、今お話があった場所からはかなりの距離があり、間には公民館や加工センターなどもあって、そこのさらに東側にあるということなので、大丈夫ではないかと判断いたします。以上です。

* 事務局（鎌田裕之次長） 宅地も近いということから、そういう心配がもちろんあるわけでございます。農地法に基づく申請の許可につきましては、農地法上の判断で適合しているかどうかによって申請を受け付けるか、または許可を行うかということ判断をするものでございます。今回の件のように悪臭が発生する恐れがあるとか、ご近所から苦情が生じる恐れがあるというようなことについては、許可にあたって考慮に入れられないというところでございます。申請内容が農地法に適合するものであれば、農業委員会としては申請書を受け付けて許可せざるを得ないということでございます。ただ、ご本人には現地調査の際に農業委員さんのほうからお伝

えして、ご本人といたしましても許可を受けたからと言って必ずするというわけではなくて、ご近所ともお話をしながら、難しいということであれば考え直すというお話もされておりました。また、事業の主体が農協になるわけですが、農協としてもそういう環境を配慮しながら営農していただくということで、ご本人から相談があればご近所に迷惑をかけないような工夫があるということですので、ご本人と協議しながらやっていきたいということでございました。ご理解のほうよろしくお願いいいたします。

*議長（我孫子武二会長） ほかに質疑ございませんか。

—「はい」の声あり—

*議長（我孫子武二会長） はい。5番、高橋委員。

*5番（高橋京一委員） はい。悪臭というお話が出ましたが、パイプハウスの中では何頭飼われる予定なんですか。

*事務局（鎌田裕之次長） 資料にはございませんか、飼育頭数は22頭ということでした。現在飼育している繁殖牛22頭を新しく建てるハウス牛舎で飼育したいということでした。今現在、同じ繁殖牛を10頭ほど敷地内の別の牛舎で飼育されているということでございました。以上です。

*議長（我孫子武二会長） ほかに質疑ございませんか。

—「はい」の声あり—

*議長（我孫子武二会長） はい。8番、三嶋委員。

*8番（三嶋秀二郎委員） はい。先ほど次長がお話したとおり、農地法上は別に問題ないと思いますが、この件についてはもちろん行政が入ると思うんです。行政機関から近隣の同意を求めるとかそういう方法で、懸念がないようお願いしたいと思います。建設する場合は近隣の方々の理解を得るようにしていただきたいと思いません。

*事務局（鎌田裕之次長） 補助事業につきましては、全国畜産協会の補助事業で国庫の間接基準というかたちになってまして、農協を通してのみになっていきますので、役場は中に入らないことになっております。なので、行政の立場からそういうお話ができるのは農業委員会のみとなっておりますので、農業委員会としましても農地法上問題はなくてもそういう懸念はあるということで、ご本人なり農協にはそういうお願いはしております。

*議長（我孫子武二会長） ほかに質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

- * 議長（我孫子武二会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより、議案第29号、農地法第4条の規定による許可申請についての採決を行います。お諮りします。本件は、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

- * 議長（我孫子武二会長） ご異議なしと認めます。よって、議案第29号、農地法第4条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することに決定しました。

日程第8 議案第30号 農地法第5条の規定による許可申請について

- * 議長（我孫子武二会長） 日程第8、議案第30号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より説明をさせます。

- * 事務局（鎌田裕之次長） 議案第30号 農地法第5条の規定による許可申請について。下記農地を農地以外の目的に供するため農地法第5条第1項の規定により許可申請があったので審議されたい。平成31年1月25日提出。加美町農業委員会会長 我孫子武二。

36ページをご覧ください。今月の農地法第5条の許可申請は1件です。番号1、資料は38ページの事業計画書概要から42ページまでになります。譲渡人、加美町字新小路…番地…、E氏。譲受人は、加美町字長檀…番地、F社、代表取締役 G氏。申請地は、加美町字長檀…番…の畑、面積は1,303㎡。申請事由は売買により駐車場を設置するものです。事業資金は、自己資金…万円。そのうち農地取得価格は…万円となっております。事業計画は、平成31年2月1日着工、平成31年4月30日完成予定となっております。申請地は加美町役場小野田支所から北東に約100mの場所に位置することから、第3種農地と判断いたしました。以上1案件となります。

- * 議長（我孫子武二会長） 議案の説明が終わりました。ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。それでは、申請番号1番について、16番、斎田洋一委員お願いします。

- * 16番（斎田洋一委員） これにつきましても、澁谷委員、伊藤委員、私、事務局の5名で1月16日にF社立会いのもとで現地を確認いたしました。現況は畑ですが、草地の状態でした。今後は駐車場として使いたいという申請で、小野田支所のすぐ裏です。周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無は、申請地に接続する農地はなく、雨水は北側に接続する町道を通して側溝に放流するというところでございます。許可相当と判断いたしました。

- * 議長（我孫子武二会長） ご苦勞様でした。現地調査の結果並びに補足説明が終わり

ました。これより審議を行います。質疑ございませんか。

—「はい」の声あり—

*議長（我孫子武二会長） はい。8番、三嶋委員。

*8番（三嶋秀二郎委員） 38ページの資金計画で、1, 303㎡で…万円というのは間違いはないですね。

*事務局（鎌田裕之次長） 申請人からはこの通りの申請でした。

*8番（三嶋秀二郎委員） わかりました。

*議長（我孫子武二会長） ほかに質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（我孫子武二会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより、議案第30号、農地法第5条の規定による許可申請についての採決を行います。お諮りします。本件は、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

*議長（我孫子武二会長） ご異議なしと認めます。よって、議案第30号、農地法第5条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することに決定しました。

日程第9 議案第31号 農用地利用集積計画の審査について

*議長（我孫子武二会長） 日程第9、議案第31号 農用地利用集積計画の審査についてを議題といたします。事務局より説明をさせます。

*事務局（猪股雅敬主事） 議案第31号 農用地利用集積計画の審査について。下記農地について農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により審査決定を求められたので審議されたい。平成31年1月25日提出。加美町農業委員会会長 我孫子武二。

44ページをご覧ください。今月の農用地利用集積の審議は、売買5件、賃貸借4件の計9件でございます。

番号1、渡人、H氏、外1名。受人、I氏。申請地は、木舟字新堂田の田1筆で、面積2, 248㎡。権利移動の種別は賃貸借の再設定でございます。

番号2、渡人、J氏。受人、K氏。申請地は、下新田字東田の田1筆で面積300㎡。権利移動の種別は売買で、売買金額は総額…万円でございます。

申請番号3番から9番までの案件につきましては、議案書のとおりとなっております。

います。

以上、9案件で、田20筆、面積38,917㎡となっております。これらの案件の計画内容は、経営面積、従事日数等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する要件を満たしているものと判断されます。以上で説明を終わります。

*議長（我孫子武二会長） 議案の説明が終わりました。質疑に入る前に議案第3号につきましては、委員が当事者である事案があります。農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、当事者は議案の審議に参加することができません。参加できない委員は、申請番号1番について、14番 澁谷幹男委員。それでは、14番 澁谷幹男委員は申請番号1番の審議開始から終了まで退席をお願いいたします。

〔 委員退室 午後2時11分 〕

*議長（我孫子武二会長） これより申請番号1番について審議いたします。この事案について質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（我孫子武二会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより、議案第31号、申請番号1番についての採決を行います。お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

*議長（我孫子武二会長） ご異議なしと認めます。よって、議案第31号、申請番号1番については、原案のとおり決定いたしました。それでは、14番、澁谷幹男委員の入室を許可します。

〔 委員入室 午後2時12分 〕

*議長（我孫子武二会長） 続いて、申請番号2番から9番の案件について審議いたします。この事案について質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（我孫子武二会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより、議案第31号、申請番号2番から9番についての採決を行います。お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

*議長（我孫子武二会長） ご異議なしと認めます。よって、議案第31号、申請番号2番から9番については、原案のとおり決定いたしました。

以上をもちまして、本日の案件はすべて議了いたしました。これで平成30年度第10回加美町農業委員会定例総会を閉会いたします。大変ご苦労さまでした。

〈午後2時13分 閉会〉

この議事録は、事務局長 太田浩二が調製したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、署名押印する。

平成31年1月25日

議 長 我 孫 子 武 二

署名委員 二 瓶 宏 男

署名委員 尾 出 弘 子